



平成28年11月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 函 研  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 真 人  
(コード番号 6947 東証第1部)  
問 合 せ 先 財 務 部 長 吉 田 勸  
(TEL. 045-942-1511)

### 子会社の特別損失の計上及び子会社の業績予想の修正に関するお知らせ

株式会社函研（代表取締役社長：金子真人、本社：神奈川県横浜市、資本金：10,117百万円）の子会社であります函研エルミック株式会社（以下、「函研エルミック」といいます。）は、係争中であつた訴訟について、別紙のとおり和解により解決し、特別損失を計上することとなりました。また、この特別損失を踏まえ、函研エルミックは平成28年11月7日に公表いたしました平成29年3月期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の業績予想を別紙のとおり修正いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件による当社連結業績への影響につきましては、本日公表の「特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

各位

会社名 図研エルミック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 朝倉 尉  
(コード番号4770 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 江口 慎一  
(TEL 045-624-8111)

## 訴訟の解決に伴う特別損失の計上および業績予想の修正に関するお知らせ

当社が当事者となっていた訴訟について、以下のとおり和解が成立したことにより、特別損失を計上することとなりました。またこの特別損失を踏まえ、平成28年11月7日に公表いたしました、平成29年3月期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の業績予想を下記のとおり修正することといたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から解決に至るまでの経緯

当社は、平成26年4月25日に「訴訟の提起に関するお知らせ」として開示しましたとおり、株式会社情報システム総合研究所から受注し、平成23年から平成25年までに開発・納入した成果物に関連して損害が生じたとする訴訟(以下、本訴という)を東京地方裁判所に提起されておりました。

一方で当社は、平成27年4月23日に「訴訟(反訴)の提起に関するお知らせ」として開示しましたとおり、当社が本訴原告から支払いを受けていない当該開発業務の委託代金と支払いを受けるまでの遅延損害金の支払いを求める業務委託代金請求訴訟(以下、反訴という)を東京地方裁判所に提起しておりました。

本訴、反訴の審理を通して当社の正当性を主張してまいりましたが、この度裁判所より和解勧告がなされ、裁判所における弁論準備手続での協議を行う中で和解条件等を慎重に検討を重ねた結果、同所からの勧告を受け入れて早期解決を図ることが合理的と判断し、平成28年11月29日に和解金の支払いをもって和解成立となり、本訴・反訴ともに終結いたしました。

#### 2. 和解の相手方の概要

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1)名称        | 株式会社情報システム総合研究所                |
| (2)所在地       | 東京都豊島区南池袋二丁目29番12号 メトロシティ南池袋ビル |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表取締役 道正佳月                     |

#### 3. 和解の内容

和解の具体的内容については、和解条項に守秘義務条項が含まれるため、詳細の開示は控えさせていただきます。

#### 4. 今後の見通し

この和解成立に伴い、当社和解金と訴訟費用の合計89百万円を、平成29年3月期(平成28年4月1日から平成29年3月31日)の第3四半期会計期間において、訴訟関連損失として特別損失に計上することといたしました。

5. 平成29年3月期 通期個別業績予想数値の修正（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

上記の特別損失の発生を踏まえ、平成28年11月7日に公表いたしました、平成29年3月期の業績予想を下記のとおり修正いたします。

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A) (平成28年11月7日)	950	15	15	5	0.80
今回修正予想(B)	950	15	15	△81	△12.89
増減額(B-A)	—	—	—	△86	△13.68
増減率(%)	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成28年3月期)	1,102	30	31	39	6.28

6. 修正の理由

特別損失として訴訟関連損失89百万円の発生と、それに伴う法人税等見積額の見直しによるものです。

以上